4. 21 建設発生土を原料とした改良土

① 評価対象資材

県内の公共工事から発生した、土質性状による強度不足の建設発生土(建設汚泥以外のもの)を、工作物の埋め戻しや路床置換え材等として、利用できるように処理した第2種改良 土以上を評価対象とする。

② 品質·性能

発生土利用基準(平成18年8月10日付 国官技第112号, 国官総第309号, 国営計第59号)に適合していること。

③ 再生資源の含有率

県内の公共工事から発生した建設発生土を,改良土の原料として100%使用していること。(改良材は除く)

④ 環境に対する安全性

- a. 原料として特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品または原料(再生資源)において、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令 第29号)第31条第1項による「土壌溶出量」及び第2項による「土壌含有量」の基 準に適合すること。

⑤ 品質管理

安定した品質が確保できる設備・組織、社内規格、材料の供給体制、品質管理推進責任者 等を備えた工場において製造された製品であること。

⑥ 環境負荷

- a. 一般の購入砂等を使用した場合に比べ、環境負荷低減効果があること。
- b. 一般の購入砂等を使用した場合に比べ,別表1に示す項目について環境負荷が増大しないこと。

別表1 環境負荷増大が懸念される項目

- ・再リサイクルが可能な資材である。
- ・再リサイクル時に著しい環境負荷が生じない。
- ・使用時, 施工時において, 有害物質等の溶出がない。
- ・製造過程においてエネルギー消費量が著しく増大しない。
- ・製造過程において、著しい環境負荷は生じない。

令和 元年11月 7日 一部改正